



学校だより 5月号

かわど



令和8年4月30日

千葉市立川戸小学校

第2号

学校・家庭・地域で「学び方」をそろえる

菊池 麻里

4月24日の学習参観には、多くの保護者の皆様にご来校いただき、ありがとうございました。子供たちは、クイズやすごろく、問題づくりや話し合い、発表会などの活動の中で、考えたことを友達や先生に伝えようと、いきいきと学んでいました。またその様子をあたたかく見守る保護者の皆様や、子供たちを支える先生方の姿も印象的でした。子供たちの様子からは、頭の中を活発に働かせながら「わかりたい」「伝えたい」という思いで学んでいることが、はっきりと感じられました。

今年度、特に大切にしたいことが「振り返り」と「言葉にすること」です。

活動を通して学んだことは、それ自体が貴重な経験となります。さらに、それを振り返り、言葉にすることで、活動の中の学びに気付いたり、意味をもたせたりすることができます。学びが自分の中で意味づけられたり、喜びや納得の感情と結び付いたりすると、それは自分の中で腑に落ちた学び、つまり体得された学びへと深まっていきます。

ここまでくれば、その学びは「単なる知識」ではなく、次に考えるときに使える「生きた知識」となります。学びを教室の中だけで終わらせるのではなく、日常生活のさまざまな場面で使える力へとつなげていきたいと考えています。

そのために、学校では、「学び方をそろえる」ことに取り組みます。授業・行事・日常生活を通して「見通し→実行→振り返り」という流れを大切にしながら、「考える・伝える・続ける」力を育てていきます。

ご家庭でも、ぜひお子さまに右のスライドの3つの問いかけをしてみてください。
学校・家庭・地域で 言葉をそろえ、(^)/心をそろえ、一緒に取り組んでいきましょう。

家庭でこんな一言を

どう思った？

つぎどうする？

なんでそう思ったの？

この問いかけが、学びを深めます

ご家庭でもこの問いを大切にしてみてください

学校と家庭で同じ方向を向きながら一緒に子供たちの学びを支えていきましょう。

学校経営方針説明会スライドより

学校でのひとコマ①

1年生頑張っています！

在校生が楽しみに待っていた1年生の入学！学校に慣れて楽しく登校できるよう、6年生や職員がサポートしています！初めての給食の様子です。カレーをおいしくいただきました。



5月の行事

- 1日(金) こころの劇場(6年)
- 3日(日) 憲法記念日
- 4日(月) みどりの日
- 5日(火) こどもの日
- 6日(水) 振替休日
- 7日(木)
尿検査一次2回目、2次1回目
- 8日(金)
ロング昼休み
スポフェス係児童打合せ
- 11日(月)
眼科健診(1年・抽出児)
- 12日(火)
せーのっちゃんさんとの顔合わせ集会
委員会委員長任命式
委員会活動(4~6年)
- 13日(水)
ロング昼休み、代表委員会
そら豆のさやむき体験(1年)
- 14日(木)
校外学習(2年)【動物公園】
- 15日(金) 防犯訓練、引き渡し訓練
- 18日(月)

19日(火)

- スポフェス全体練習
- 20日(水) 3Dスコリオ検診(6年)
スポフェス全体練習
ロング昼休み
スポフェス係児童打合せ
- 21日(木) スポフェス全体練習
- 22日(金) スポフェス前日準備
- 23日(土) スポーツフェスティバル
- 25日(月) 振替休業
- 26日(火) スポーツフェスティバル予備日
- 27日(水) 尿検査2次2回目

- 28日(木)
- 29日(金) 内科健診(1~3年・ゆり)
なかよし交流会がわり(ゆり)
- ## 6月の行事(教育相談月間)

- 1日(月) 千葉開府900年記念日
- 2日(火) ごみ分別スクール(4年)
- 3日(水) 移動教室1日目(5年)
【千葉市少年自然の家】
- 4日(木) 移動教室2日目(5年)
- 5日(金) 移動教室3日目(5年)

お知らせ

子どもにここをサポート・相談窓口のご案内

千葉市教育委員会教育職員課

千葉市教育委員会では、学校におけるいじめや体罰、性的ないやがらせ、家庭内での虐待などの問題に対応するために、千葉市の小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校・高等学校の児童生徒に「子どもにここをサポート」の手紙相談の用紙(切手不要)を配付し、子どもをめぐる様々な問題の解決に取り組んでいます。相談用紙は年4回(4月、7月、10月、12月)学校を通して配付しています。また、児童生徒がいつでも相談できるように学校の所定の場所や千葉市の公民館にも置いてあります。千葉市教育委員会のホームページから相談用紙をダウンロードすることもできます。なお、児童生徒からの電話での相談も受け付けています。本事業についてお子様にご紹介ください。

学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子どもに合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校(学級担任)に申し出ください。

忘れ物について

学校に忘れ物を取りに来ることは、交通事故防止等の安全上の理由で、原則禁止です。宿題などを忘れた場合は、別の課題をするなどしてください。どうしても当日中に取りに来ないといけな物がある場合は、保護者の方よりお電話でご相談ください。

学校でのひとコマ②

<避難訓練>

17日(金)に今年度初めての避難訓練を行いました。今回は、地震が起こった際の身を守る方法と、避難経路を確認しました。

<絵をかく会>

6年生が地域にある福寿院に絵を描きにいきました。建物の形や色、雰囲気を感じ取りながら、思い思いに表現しました。